

<別紙>

ハートホーム中央ショートステイのご案内
 ―短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護について―
 (重要事項説明書)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ハートホーム中央 ショートステイ
- ・短期入所開始年月日 2011年 5月 1日
- ・介護予防短期入所開始年月日 2011年 5月 1日
- ・所在地 山口市神田町4-8
- ・電話番号 083-941-6740
- ・ファックス番号 083-941-6790
- ・介護保険指定番号 3570302004
- ・通常の送迎の実施地域 山口市

(2) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の目的と運営方針

事業者（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）は、要介護・要支援状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービス計画に基づき当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

この目的に沿って、当施設では、次のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[ハートホーム中央ショートステイの運営方針]

「高齢者の自立を支援し、可能な限り居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域と家庭との結び付きを重視した運営を行う」

(3) 施設の職員体制

・管理者	1名	
・医師	1名以上	
・看護・介護職員	7名以上	1名は機能訓練指導員と兼務
・生活相談員	1名以上	
・機能訓練指導員	1名以上	看護職員と兼務
・栄養士	1名以上	
・調理員その他の従業員	必要に応じた員数	

(4) 入所定員等

○ユニット1

- ・定員 10名(10室) 全室個室

○ユニット2

- ・定員 10名(10室) 全室個室

3. サービス内容

- ① 短期入所生活介護計画若しくは介護予防短期入所生活介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 - 朝食 7:30～
 - 昼食 12:00～
 - 夕食 18:00～
- ③ 入浴(週に3回程度、利用者の意向にはできるだけ応じます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス(日時の告知、申し込みの代行)
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 利用料金

(1) 介護保険自己負担金

① 施設利用料

- ・介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、自己負担割合によって利用料が異なります。自己負担割合については、「介護保険負担割合証」をご確認ください。
- ・利用者の自己負担額については、別添資料(料金表)をご覧ください。

② 加算料金等

- ・介護保険制度で定められた要件を満たした上でサービスを提供した場合に、それぞれ利用料に加算されます。
- ・利用者の自己負担額については、別添資料(料金表)をご覧ください。

(2) その他の料金

- ・当施設では、宿泊費、食費の他、別添資料(料金表)に掲げる費用の額をお支払いいただく場合があります。
- ・料金の詳細については、別添資料(料金表)をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・毎月13日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、金融機関口座自動引き落としの2方法があります。利用申込み時にお選びください。

5. 協力医療機関等

- ・当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。
- ・本人及び家族より医療機関への受診を希望される場合は、施設までご相談ください。ご不明な点等ございましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

・協力医療機関

- ・名 称 あんの循環器・総合クリニック
- ・住 所 山口市吉敷中東一丁目1-1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「（介護予防）短期入所生活介護利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合、利用者の状態を確認し、必要な処置を行ないます。事故の発生状況、利用者の状態については「事故報告書」に記録を残し、管理者より利用者のご家族に事故の報告をします。また、必要であれば関連部署、市町村にも連絡をします。

管理者は、自分の部署の職員と発生した事故について「事故報告書」を基に対処方法を検討、決定し、是正処置を行ないます。また、管理者は発生した事故の内容を確認し、その事故の発生原因を職員とともに究明し、再発防止に努めます。

7. 非常災害対策

- ・地震・風水害等、災害発生時には、管理者、防災管理者及び支店長の判断により、当事業を休止する場合があります。
- ・当事業所では、非常災害には次のような体制で対応します。

防災管理者（防火管理者）	早稲田 浩士
非常時の対応方法	当事業所の定めるマニュアルによる
平常時の訓練	2回／年（春・秋）、設備点検もあわせて実施
防災設備	消火器、スプリンクラー、自動火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避難器具、誘導灯

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会：9：00～20：00までとする。
- ・外出：体調の変化がない限り、医師の判断の元、許可する。
- ・飲酒・喫煙：飲酒は不可。施設内は全館禁煙。
- ・火気の取扱い：火気の持ち込みは原則禁止とする。
- ・所持品・備品等の持ち込み：記名をして、利用者もしくは、保証人等で行う。
- ・金銭・貴重品の管理：利用者もしくは保証人で行い、施設は関与しない。
- ・宗教活動：原則禁止とする。
- ・ペットの持ち込み：原則禁止とする。

9. 禁止事項

- (1) 当施設では、多くの方に安心して短期入所生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、火気・ペットの持ち込み」は禁止します。
- (2) 当施設では、職員及び入所者等の安全確保のため、入所者、保証人又はその家族が次に掲げる行為を行った場合、当事業所が提供する全てのサービスの提供を停止し、入所利用を解除・終了するとともに、所轄警察に届けることができます。また、職員の注意・忠告などを受入れず改善されない場合、「強制退所」または「事業所・施設への出入り禁止」等の強制措置を講じる場合があります。
 - ・職員又は他の入所者等に対して、ハラスメント行為又は暴力行為があった場合。
 - ・大声、暴言・または脅迫的な言動（誹謗・威嚇・中傷、土下座の強要など含む）により、他の入所者等に迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
 - ・解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨げた場合
 - ・建物設備等を故意に破損した場合（器物破損）
 - ・日常生活に必要な危険な物品を施設・事業所内に持ち込んだ場合
 - ・当事業所またはその利用者に対し著しい迷惑行為を行った場合。

10. 要望及び苦情等の相談

- ・当事業所ではお客様からの相談や苦情に対して、次の様な体制で対応致します。
何かありましたら、先ず苦情受付担当者にご一報願います。

担 当	役 割	担当者名および連絡先
苦情受付 担当者	苦情の受付、 確認、記録	竹田 律子 電話番号： 083-941-6740 FAX： 083-941-6790 対応時間：(月)～(土) 8:30～17:30
苦情解決 責任者	苦情の解決	松村 大祐 電話番号： 083-941-6740 FAX： 083-941-6790 対応時間：(月)～(土) 8:30～17:30
第三者委員 (青藍会グル ープ全体を包 括)	苦情の解決に 対する助言、 苦情の直接受 付	福田晴喜(湯田地区・児童民生委員) 山口市神田町7-1 電話番号： 083-923-1360 末宗諭史(小原地区民生・児童委員) 山口市黒川765-6 電話番号： 083-924-6503 氏永東光(嘉川地区 民生委員) 山口市嘉川2271番地 電話番号： 083-989-2033 藤田達夫(宮野地区自治会連合会 副会長) 山口市桜島4丁目6-26 電話番号： 090-2315-0499

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

山口市介護保険課	所在地：山口市亀山町2-1 電話番号：083-934-2795
山口県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地：山口市朝田1980-7 電話番号：083-995-1010
山口市地域包括支援 センター	所在地：山口市亀山町2-1 (山口市役所内) 電話番号：083-934-2758

11. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

【虐待防止責任者】管理者 竹田 律子

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (5) 虐待の防止のための指針の整備
- (6) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (7) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 2. 第三者評価の実施状況

当施設では、(介護予防) 短期入所生活介護に係る第三者評価を実施していません。